

V 研究グループ報告（最終報告）

国際統合報告フレームワークの形成と課題

主 委	査：古庄 修（日本大学）	
	員：池田 公司（甲南大学）	沖野 光二（兵庫大学）
	越智 信仁（尚美学園大学）	島永 和幸（神戸学院大学）
	田代 樹彦（名城大学）	戸田 統久（近畿大学）
	中村 信男（早稲田大学）	平賀 正剛（愛知学院大学）
	向山 敦夫（大阪市立大学）	村田 英治（日本大学）
	森 洋一（公認会計士）	姚 俊（明治大学）

要 旨

本研究グループは、国際統合報告評議会（IIRC）が 2013 年 12 月に公表した *The International (IR) Framework* の設定をめぐる議論をふまえて、フレームワークにおいて提起される統合的思考の含意を検討するとともに、その発展過程において多様な統合報告書（Integrated Report）が出現していることから、その制度化をめぐる経路依存的な各法域における動向調査と開示事例の分析を基礎として各論を考察した。

本研究グループにおいて共通認識とする最も重要な研究課題は、財務情報と非財務情報とを統合する新たなレポーティングの枠組みの理論的解明にある。本研究においては、①統合報告と財務報告は概念フレームワークを共有しうるのかという観点から、その境界問題および両者の関係の在り方を考察するとともに、②統合報告の制度化の経路依存性と先行事例の調査・分析を整理し、かかる成果に基づき、③統合報告と関係した財務報告に係るフレームワークを構想し、体系化する際の基本的な課題を明らかにすることを意図している。

I 本研究の課題

企業報告 (Corporate Reporting) の新たな潮流として、統合報告 (Integrated Reporting) をめぐる国際的動向にいま注目が集まり始めている。統合報告は、グローバルな事業活動を展開する企業に統合的思考 (integrated thinking) に基づくマネジメントの在り方を問いかけている。価値創造プロセスに係る開示を通じて企業の競争優位性の確保を関連づける点で、従前のビジネスモデルや戦略の見直しを迫る等、経営者の認識と企業行動に変革をもたらしうることを強調する。

本研究グループは、国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council, 以下 IIRC という) が 2013 年 12 月に公表した「国際統合報告フレームワーク」(*The International (IR) Framework*, 以下「フレームワーク」という) の形成をめぐる議論をふまえて、「フレームワーク」において提起される統合的思考の含意を理論的に検討するとともに、その発展過程において多様な統合報告が出現していることから、経路依存的なその制度化をめぐる各法域における動向の調査と当該開示事例の分析を基礎として各論を考察した。

本研究グループにおいて共通認識とする最も重要な研究課題は、財務情報と非財務情報とを統合する新たなレポーティングの枠組みの理論的解明にある。すなわち、本研究においては、①統合報告と財務報告は概念フレームワークを共有しうるのかという観点から、その境界問題および両者の関係の在り方を考察するとともに、②統合報告の制度化—慣習や規範を含む一定の知識やルールが社会的に共有されるプロセスと広義に捉えている—の経路依存性と先行事例の調査・分析を整理し、かかる成果

に基づき、③統合報告と関係した財務報告に係るフレームワークを構想し、体系化する際の基本的な課題を明らかにすることを意図している。

IIRC が推進する国際的に承認された統合報告のフレームワークの形成と実務における影響力はかつての企業報告に係る諸提案以上に極めて短期間のうちに国際的に広がっており、IIRC の野心的とも言える啓蒙・普及活動の戦略的な展開は決して無視することができないであろう。だが、その形成過程は、各国において異なる制度化の経路において企業の自発的なフレームワークの準拠に委ねられた黎明期にあるため、その行方は必ずしも明確ではない。そこには統合報告の在り方をめぐって解明しなければならない多くの論点があることを指摘しうる。

第一に、統合報告が主たる利用者として想定するのは誰であるべきか。統合報告が提唱された背景には、金融資本市場における短期主義を理由のひとつとした世界的な金融危機、ならびに地球環境問題の顕在化が挙げられている。ここでは統合報告を通じて、投資者が、中長期のリターンおよびリスクと機会要因を重視する長期投資志向へと転換することが重要な課題として位置づけられており、あくまでも財務資本の提供者が利用者として想定されている。その意味で統合報告が、環境・社会・コーポレート・ガバナンスに係る情報 (ESG 情報) のような非財務情報の開示を強調することをもって、直ちに広範な利害関係者を対象とするという理解は現時点において必ずしも適切ではない。しかしながら、将来的には、IIRC が利用者の想定範囲を広く利害関係者にまで拡張する可能性があることも決して否定できない。ここに財務情報と非財務情報の統合の意味を財務報告および企業の社会的責任 (CSR) ないし

持続可能性（サステナビリティ）報告の双方の研究領域において蓄積された知見に基づき接近して検討する必要性を指摘しうる。

第二に、統合報告は紙媒体の1冊の報告書を連想させるいわゆるワンレポート(One Report)と同義ではない点である。サイロ思考と対比される統合的思考は、短、中、長期において価値を創造し維持する組織の能力に重要な影響を与える様々な要素間の結合性を重視するアプローチを基礎としており、ここに統合報告は企業価値の創造に係るコミュニケーション・プロセスと定義される。

しかし、IIRCは、長期的なビジョンの下で、原則主義に基づき、基本原則および開示が期待される内容要素のみを示し、統合報告書(Integrated Report)の様式自体を明示することを意図していない。そのため、統合報告の体系化は一定の方向に収斂するまで相当の時間を要するであろう。財務情報と非財務情報の統合の在り方には多様な形態がありうる。

第三に、IIRCは、2011年9月に公表した討議文書においては、二分法ないし二項対立的な議論を前提として統合報告の長所を位置づけた。伝統的なレポーティング・モデルが、財務的な資本の受託責任に基づき、その焦点が過去志向かつ財務的側面を中心として短期的な時間軸であること、さらに開示の範囲が限定されることから相対的に信頼性に欠け、規則による制約が強いこと、複雑で簡潔性に欠けること等をIIRCは指摘し、その論調は一貫して批判的である。

だが、統合報告はこれまでの財務報告制度に代わる新たなレポーティングの制度の形成につながるのか。伝統的なレポーティング・モデルの不足や限界に係る問題提起について、財務師報告制度をふまえた検討がなければ、統合報告における統合の意味は、「統合的報告」にと

どまり不明確なものになるであろう。

国際統合報告フレームワークの形成過程は、極端な次世代レポーティング・モデルへの急進的な転換であるよりも、漸進的な制度化の過程であると予測される。本研究は、ナラティブな情報の外延的拡大に着目して財務報告の範囲と境界問題に取り組んできた研究グループ主査の研究主題を組織的に展開し、特に財務情報と非財務情報との統合の局面にある個別問題の理論的な解明とともに、統合報告と財務報告の連係に基づくレポーティングに係る制度的枠組みを構想する際の基本的な課題を明らかにすることを課題としている。

すなわち、本研究においては、財務報告制度の現在に統合報告を論じる際の基本的な課題がすでに顕在化しているとの基本認識に立ち、「統合財務報告制度」への展開を見据えて、相互に関連する次の二つの諸問題の検討に取り組んだ。

- (1) 国際統合報告フレームワークにおける基礎概念、基本原則および内容要素を財務報告に係る概念フレームワークを念頭に検討し、統合報告の基底にある基本思考を説明する
- (2) 統合報告の体系化に向けた実務上の課題を抽出することを狙いとして、統合報告の制度化に係る経路依存性および黎明期にある統合報告のとりわけ海外における開示実務に係る先行事例の分析を行う

このように本研究は、第一に統合報告と財務報告とは概念フレームワークを共有しうるのかという観点から、両者の境界問題を検討するために、統合報告において想定される利用者、統合報告の目的ないし機能、報告境界および業績測定等に係る概念フレームワークの同質性と異質性に着目して考察した。また、かかる観点からIIRCの「フレームワーク」の特徴と課

題を検討した。

第二に、統合報告の制度化については多様な側面が見受けられることから、本研究においては、英国、米国および東南アジア諸国（シンガポール・マレーシア・インド）の動向調査を行うとともに、知的資産経営研究学会におけるIIRCのパイロットプログラム参加企業に対するアンケート調査等と連係して、統合報告書の作成パターンを類型化し、統合報告の現在を説明した。

第三に、CSR報告ないしサステナビリティ報告の観点からの統合報告における非財務情報の開示問題に対する接近、および統合報告の信頼性をめぐる保証問題についてはそれぞれ独立した章を配置した。このことは、財務諸表の補完機能の自律的展開として統合報告の局面をその制度化との関係で捉えるホリスティックなアプローチに基づいて、統合報告をできる限り総合的に検討したいという本研究の狙いに基づくものである。

II 最終報告書の構成と概要

このような大きく三つの観点から、国際統合報告フレームワークの全体像と統合報告の個別論点に係る研究成果を集積し、知見を共有し、総合したものが本報告書である。以下では、最終報告書の構成に基づき、各委員が担当した研究の主題に係る各章の議論の概要を示した。

第1章 「国際統合報告フレームワーク」の公表と統合報告実務の展開（森洋一）

本章では、統合報告の提唱主体であるIIRCが開発した「フレームワーク」の公表経緯とその主な特徴を振り返るとともに、フレームワーク公表後の国内および海外における実務状況

を確認することによって、今後の統合報告の発展に向けた諸課題を提起した。当該課題には、①実務から醸成される企業報告に係るイノベーションの進展に向けた取り組み、②企業会計の領域と同様に、財務諸表外情報を含む企業報告の領域においても共有されるべき一定の規範の形成とこれを普及する必要性、③日本において制度開示と自主開示が分断されている現状に起因する企業報告制度と実務のイビツさに対して、その関係性に係る横断的な調査と分析を基礎とした、抜本的な制度的対応の必要性、等が挙げられている。

第2章 財務報告と統合報告の概念フレームワークの同質性と異質性

(1) 目的・利用者・報告境界・質的特性 (村田英治)

財務報告と統合報告は、ともに、投資者に対する情報提供を目的とする。また、広義の受託責任概念によって両者のフレームワークを一体として考えることができる。統合報告の報告境界は、財務報告主体を価値創造主体と捉え、重要性決定プロセスによって、操作的（operational）に決定される。情報の質的特性では、財務報告は投資者の視点による客観主義、統合報告は経営者目線の主観主義と対比することができる。統合報告は、投資者のエンゲージメントが求められるとはいえ、経営者の観点から経営プロセスに従って作成される。他方、財務報告は専ら投資者の情報要求を拠り所としてきたが、近年、「エンティティの観点」が反映される傾向がある。将来において、財務報告と統合報告が、企業ないし経営者の観点をさらに共有すれば、より両者の一体感が増し、両者の関連に関する理解可能性も高められることになるであろう。

(2) 財務業績の測定と報告からみた統合報告 (田代樹彦)

ここでは財務報告 (IASB) と統合報告 (IIRC) の概念フレームワークの同質性と異質性の検討につき、特に財務業績を中心にその関係等を検討することを課題とした。ただし、IASB の概念フレームワークは現在も改訂作業が進行中であり、2015 年 5 月に公表された公開草案までの検討の経緯もその対象としている。

財務報告と統合報告は目的が異なる側面があるため、業績ないし財務業績の意義は同一ではない。財務報告における財務業績については、統合報告にいう財務資本、価値創造という概念を通じて同質性が認められた。しかし、そもそも財務報告では統合報告にみられる長期的な時間軸を重視しているとは認められないため、その点に異質性が認められる。また、財務業績の測定に大きく影響する IASB の概念フレームワークの測定に関する改訂プロジェクトの検討経緯は、単一測定システムから複数測定システムないしホリスティック観へと変化がみられたが、この動向は、ある意味で統合報告と軌を一にするものと解釈できるものであった。

第 3 章 「国際統合報告フレームワーク」の考察 —特徴と課題—

(1) 統合報告とビジネスモデル開示 (中村信男・古庄修)

IIRC の「フレームワーク」は、ビジネスモデルを「組織の戦略目的を達成し、短、中、長期に価値を創造するために、事業活動を通じ、インプットをアウトプットおよびアウトカムに変換するシステム」と定義し、組織の中核にあるビジネスモデルの説明を統合報告書における重要な内容要素のひとつとしている。すなわち、ビジネスモデル開示は、持続可能な企業

価値の創造に係るプロセスにおいて、目標—戦略—業績—将来見通しの首尾一貫した説明を確保するためのいわばプラットフォームとして位置づけられる。本節では、ナラティブ報告においてビジネスモデルの開示が求められるに至った経緯を振り返るとともに、その開示実態はこれまで低い水準にとどまってきたため、国際的な合意形成を経て統一されたビジネスモデルの定義および開示に係るガイダンス等の一定の規範を形成する必要性が提起されていることを説明する。

(2) 統合報告の構築とリスク開示の在り方 (姚俊)

リスク情報の開示に対する要請が高まってきた現在、新たなレポーティングのモデルとして提唱された統合報告において、如何にリスク情報を開示するかが、統合報告モデルを構築する際の重要な課題となっている。本節はこの課題を解明するために、まず、意思決定理論と信頼理論に基づいて開示すべきリスク情報の内容と範囲を理論的に整理し、これらの情報の開示は、公表された IIRC の「フレームワーク」にどの程度要求されているかを確認した。また、リスク情報の質について、財務報告と異なる特性、つまり、戦略的焦点と将来志向、ステークホルダーの関与と持続的発展性の文脈、信頼性に関する基準、また情報伝達の有効性基準について分析した。さらに、リスク情報の決定における重要性基準と不確実性の許容範囲を議論し、様々な視点からリスク開示パターンの実例を挙げながら説明した。それによって、統合報告の構築の視点からリスク開示の在り方について解明を目指した。

(3) 統合報告と知的資本 (戸田統久)

1990 年代以降に日米欧の各国で研究・実践

されてきた知的資本情報開示の試みは、今後 IIRC の提唱する統合報告のなかで継承され収斂していく可能性が高いと思われる。これまでの知的資本レポートでは、従来の資本概念（財務資本と製造資本）を拡張して知的資本概念が措定され、それは企業の経済的価値創造の源泉として説明されてきた。そしてレポートの形式についても、とくに日欧では財務報告書を補完するものとして単一の報告書形式で開示されてきた。それに対し統合報告では、資本は価値の蓄積であるとさらに概念拡張され、知的資本は自然資本などとともに企業内部の経済的価値だけでなく外部に対する社会的価値にも影響を与えるものとして把握されている。またレポートについても、「統合思考」をもとに他の資本との相互関係をも考慮したかたちで知的資本の動態は開示されることになる。そこで本節では、統合報告による知的資本は今後どのように開示されていくのかについて、その展望と課題を考察している。

(4) 統合報告と人的資本（島永和幸）

人的資本は、近年、統合報告との関わり合いで論じられてきている。IIRC の「フレームワーク」によれば、企業が人的資本をどのように位置づけ、報告するかは、報告主体である企業に委ねられている。統合報告自体がまだ萌芽期から普及期にあるなかで、人的資本を体系的に開示しようとする場合、何らかのフレームワークやベスト・プラクティスを参照することが効果的である。

本節では、まず、英国人材開発協会（CIPD）から 2014 年に公表された「人材価値のマネジメント—人的資本測定のための新フレームワーク」に依拠して、人材評価フレームワークを紹介している。つぎに、英国年金基金協会（NAPF）から 2015 年に公表された報告書で

は、①労働力の構成、②労働力の安定性、③労働力のスキルおよび能力、④従業員のモチベーションを開示すべきとの提案を行っており、①～④に対応するコアとなる測定値と補助的な測定値を示している。さらに、人的資本報告のベスト・プラクティス企業として SSE の人的資本報告書とドイツ銀行の人的資源報告書の概要と特徴を明らかにしている。

(5) 統合報告と自然資本等（越智信仁）

近年における世界的なトレンドとして、自然資本の経済価値評価に係る仕組み作りが活発化しており、経済主体（企業、国等）が自然資本をどれくらい使い、自然資本にどのような影響を与えているのか貨幣評価することを通じて、自然資本の経済価値とその増減を明らかにしようとしている。こうした状況をふまえ、本節では、近年における自然資本会計をめぐる国際的動向やビジネスへの適用可能性を整理・検討したうえで、自然資本会計と統合報告との接合可能性を考察する。そこでは、市民（消費者）を生成基盤とする NGO 等からの社会的圧力を基礎に、持続的企業価値を指向する機関投資家等の市場規律を通じて、企業（経営者）が社会的正当化要求に沿って規律づけられる開示の論理に立脚しつつ、統合報告の外延をさらに広げる形で、自然資本等の外部性マネジメントに係る定量的・定性的記述の拡充可能性を論じる。

(6) 統合報告と重要性（マテリアリティ）

（向山敦夫）

重要性（materiality）概念は統合報告を論じるうえで欠かせないキーワードのひとつである。「フレームワーク」では、統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響（substantively affect）を与える事象に関する情報を開示する。」と定義されている。一

方、GRIに従えば、「組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している、またはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える。」と定義されている。IIRCが組織の対内的な価値創造能力への影響を重視するのに対して、GRIは組織活動による対外的な影響を重視している。したがって、IIRCとGRIは同じ「重要性」という用語を用いながらもその概念・内容は異なっており、開示される情報内容も異なる可能性がある。

現時点で何をもちて組織の戦略的要因とするかは組織によって異なり、統合報告においてどのような情報を開示するかはすべて経営者の判断に委ねられている。個々のケースを調査して、具体的事例を読み解く作業を積み重ねることによって、組織が何を戦略的要因として重要ととらえているかの共通部分が明らかになる可能性がある。

第4章 CSR情報開示から見た統合報告—付加価値計算書の再評価— (向山敦夫)

ESG (Environment, Social, Governance) 情報に代表される非財務情報は、これまで主としてアニュアル・レポートなどの制度化された財務情報とは独立した持続可能性報告やCSR報告書において開示されてきた。統合報告の登場により企業のCSR情報開示行動にどのような変化が見られるのかは検討すべき課題である。

本章では付加価値計算書に着目し、企業の社会性をあらわす指標としての付加価値の再評価を試みている。現在も少数ではあるが、日本の企業のなかに付加価値概念をCSR報告書において開示している例が見られる。付加価値概念はGRIガイドラインにおいてもKPIとして提案されており、「フレームワーク」が説明す

る2つの価値、すなわち①組織自身に対して創造される価値(財務資本提供者への財務リターン)と②他者に対して創造される価値(ステークホルダー/社会に対する価値)を満たす概念としても注目されている。

第5章 統合報告書の信頼性と監査 ・保証業務 (越智信仁)

統合報告書は未だ多くの国で任意開示が模索されている段階に過ぎないが、仮に非財務情報が財務報告の一環で統合開示され監査の対象とされる場合には、財務諸表の理解を補う情報が提供されているかとの観点から財務諸表情報との関連性や説明性を主眼に据えることにより、全体としての財務報告の適正表示に関する意見表明を行うことが現実的と考えられる。一方、例えば任意開示の統合報告において、財務諸表情報とは独立して非財務情報自体の信頼性を保証しようとする場合には、非財務情報について完全性ないし網羅性の命題設定は困難となる。そこで公認会計士等が信頼性付与に関与できるのは、適切な準拠基準に基づいて作成された数値の合理的保証等や、非財務情報の作成プロセスに着目した限定的保証に止まり、情報内容の妥当性に踏み込む形での積極的形式による結論の表明は、現実的には困難と考えられる。

第6章 統合報告の制度化をめぐる 国際的動向

(1) 英国の動向 (沖野光二)

英国における統合報告の制度化は、国家が形成しかつエンフォースするという意味におけるハードローの規範(制定法)が形成されたことを理由として、実現しかつ施行していると捉えることができる。比較法学や国際法学の分野におけるソフトロー概念の研究成果を手掛か

りとして英国の会計規範を分析すると、ソフトウェアに委ねる傾向があると指摘できる。戦略報告書 (strategic report) が生み出された背景と必然性は、コーポレート・ガバナンス規律 (code) およびスチュワードシップ規律、さらにケイ報告書の勧告を受けて、「Comply or Explain の原則」を具現化する手法として生まれてきたと説明できる。戦略報告書の制定法化の政策立案者側の BIS の認識では、統合報告書のひとつの形態として戦略報告書を捉えている。したがって、今後は統合報告ではなく、戦略報告書のガイダンスに基づいた報告しか英国企業は作成しないことが予想される。

(2) 米国の動向 (島永和幸)

米国では、国際的に統合報告のフレームワーク作りやガイドラインの作成を行う IIRC や GRI とは別に、業界別のサステナビリティ会計基準を設定する団体としてサステナビリティ会計基準審議会 (SASB) がある。SASB の動向は国際的にも注目されている。

SASB は、SEC 提出書類である Form 10-K 等の主に MD&A、業界別に重要とされる非財務情報の強制開示を目指している。既存の財務報告システムにサステナビリティ情報を組み込んだ新しい形の統合報告が米国で実施されれば、FASB 基準 (米国 GAAP) や IASB 基準に基づいて財務情報が開示され、SASB 基準に基づいて非財務情報が開示されることになるであろう。このような新しい形の統合報告システムは、日本の金融商品取引法会計における財務情報と非財務情報の開示にとって、親和性の高いものであると考えられる。したがって、日本における統合報告のあり方を検討していくうえでも、今後の SASB の動向を注視していく必要があるといえる。

(3) 東南アジア (シンガポール・マレーシア・インド) の動向 (平賀正剛)

東南アジアおよび南アジア諸国では、統合報告書の作成・提出を義務づける制度は見られないものの、非財務情報の開示を上場企業に求める証券取引所等の規定はいくつかの法域に散見される。シンガポールとマレーシアでは、両国最大の証券取引所 (シンガポール証券取引所とマレーシア証券取引所) がその上場企業に対し、サステナビリティ報告書の作成・公表を推奨している。また、インドにおいては二つの証券取引所 (ボンベイ証券取引所およびインド国立証券取引所) が事業責任報告書の作成を株式時価総額上位 100 社に義務づけている。また上記 3ヶ国では、IIRC の「フレームワーク」に準拠した統合報告普及のための動きもスタートしている。特にシンガポールでは、シンガポール勅許会計士協会が統合報告運営委員会を立ち上げ、パブリック・セクターの会計規制団体であるシンガポール会計委員会と連携しながら、統合報告に関する調査・研究、統合報告実務の普及・支援活動を開始した。マレーシアでは大手会計事務所 (PwC や KPMG)、インドではインド産業連盟 (経団連のような団体) を中心に同様の活動が開始されている。

第7章 統合報告書の国際事例分析 (池田公司・沖野光二・ 島永和幸・戸田統久・姚俊)

本章では、IIRC のパイロットプログラム参加企業のなかから、ベスト・プラクティス企業 20 社を取り上げ、詳細な事例研究を実施している。現在、欧州企業を中心として統合報告への取り組みが普及しつつあるが、IIRC のフレームワークに準拠しても、報告企業 (経営者) の裁量によって報告書の作成方法や記載事項に大きなバラツキが生じている。このため、「何

を何処まで記載すれば統合報告書と呼べるのか」が曖昧になっており、改善に向けた取り組みが必要になっている。また、統合報告の信頼性保証に対する考え方が企業間で異なっていることも問題である。こうしたことから、本章の事例研究は、20社の統合報告書の作成方法を六つの類型（IA型：アニュアル・レポート活用型，IB型：サステナビリティ報告書活用型，II型：アニュアル・レポートとサステナビリティ報告書の結合型，IIIA型：独立型。報告書のタイトルが Annual Integrated Report 等，IIIB型：独立型。報告書のタイトルが Annual Review 等，およびIV型：Web・動画活用型）に分類し、統合報告書の記載事項と情報量、および信頼性保証に見られるバラツキの程度を把握することを通して、統合報告の現状と課題を明らかにしている。

おわりに（古庄修）

統合報告の普及に向けて、国際的な諸機関のネットワークに支えられた今般の統合報告の「フレームワーク」の形成に係るIIRCの迅速な合意形成と報告実務の急速な広がり、同時に財務報告制度の現在の在り方にも課題を提起している。終章は、統合報告と財務報告の境界をめぐる問題に係る各委員の研究成果をふまえて、財務報告制度の形成の観点から財務情報と非財務情報を統合する新たな企業報告のフレームワークの解明に向けた思考の枠組みとしての「統合財務報告制度」の形成に係る考え方を概説するとともに、「フレームワーク」の適用に係る「Comply or Explain」アプローチの在り方について言及し、研究の主題としての「統合報告」と「統合的報告」を区別しながら基本的な問題を整理した。